

福島県立テクノアカデミー浜
学生寮給食業務委託業者選定要領

1 目的

各業者から提出された提案書について業者選定委員会が客観的評価を行い、給食費に見合う良質な給食を継続的に提供できる業者を選定する。

2 業者選定委員会

- (1) 校長、副校長、及び評価委員で構成する。
- (2) 委員長は、本校校長職にある者を充てる。
- (3) 業者選定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- (4) 業者選定委員会は、評価委員から提出された評価に基づき厳正に審査し、適正な委託業者を決定する。

3 評価委員

- (1) 評価委員は、学生寮担当職員及び校長が指名する者。
- (2) 副校長は評価委員に評価内容・趣旨等を説明する。
ただし、評価委員が趣旨等を十分理解している場合は省略できる。
- (3) 評価委員は、各業者から提案された提案書を公平、公正に評価する。

4 提案内容

別に定める。

5 評価項目

別に定める。

6 評価基準

評価項目により、5段階評価と3段階評価とする。

5段階評価	優 秀 = 5	3段階評価	優 秀 = 3
	やや優 = 4		普 通 = 2
	普 通 = 3		劣 る = 1
	やや劣 = 2		
	劣 る = 1		

7 業者選定

- (1) テクノアカデミー浜ホームページにおいて公募し、応募業者より4の提案内容に基づく提案書を収受する。
- (2) 5の評価項目について、6の評価基準により各評価委員が個別評価を実施する。
- (3) 前項の評価結果に基づき、業者選定委員会において総合評価を行い、最優良な給食提供が見込まれる業者を決定する。

8 付則 この要領は平成19年 4月1日より施行する。

付則 この要領は平成19年10月1日より施行する。

付則 この要領は平成20年 4月1日より施行する。

付則 この要領は平成22年 4月1日より施行する。